

## 船舶事故調査報告書

平成27年12月17日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年6月20日 11時02分ごろ
発生場所	東京都江東区砂町南運河 15号地北信号所から真方位349° 1,600m付近 （概位 北緯35° 37.9′ 東経139° 49.7′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>ジェイエスティー</sup> J S T は、遊走中、護岸に乗り揚げた。 JST は、船底に擦過傷、プロペラ等に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート JST、5トン未満 235-29596東京、株式会社ストライプフィールド 8.34m (Lr) × 3.18m × 1.52m、FRP ディーゼル機関、220.66kW（合計）、平成5年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年10月11日 免許証交付日 平成24年10月11日 （平成29年10月10日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷、プロペラ及びシャフトに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約1.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、サーファー6人を乗せ、船長がキャビン上のフライングブリッジにおいて手動操舵を行い、本船の航走波を利用してサーフィンを行うため、砂町南運河に向かった。 本船は、砂町南運河において、約10ノットの対水速力で約100～150mのだ円を描くよう反時計周りに遊走を開始した。 本船は、6人目のサーファーが左舷船尾方に発生する航走波に乗った状態で、船長が、砂町南運河北側の護岸に近づいたのを見て左に舵を取り、船尾側からの歓声を聞いて左舷船尾方に振り向き、サーファ

	<p>一の様子を見ていたところ、平成27年6月20日11時02分ごろ、船底から大きな異音を発するとともに、軽い衝撃を受け、護岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、機関を止め、サーファー6人に怪我がないことを確認し、東京都江東区のマリーナに救助を依頼した後、海上保安庁に本事故を通報した。</p> <p>本船は、船長が手配した船舶に引き出され、東京都江東区のマリーナにえい航された後、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。</p> <p>海図W1065(京浜港東京)によれば、砂町南運河は東西方向に通航する運河であり、その幅が約180mである。</p> <p>本船は、本事故時、左舷船尾方からより大きな航走波が発生するよう左舷船尾に漬物石などの重量物を積載し、左舷側に傾けて航行していた。</p> <p>サーファー6人は、1人当たり約10分間のサーフィンを3回ずつ行っていた。</p> <p>船長は、いつも操縦席の船首方にあるバックミラーでサーファーの様子を確認し、周囲を目視していた。</p> <p>船長は、本事故時、砂町南運河北側の護岸までの距離を目測し、左回頭を始めたが、左舷船尾方のサーファーに気を取られていたので、左舵が十分に取れておらず、旋回径が大きくなったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん船尾の中央に見張り役をつけ、サーファーや周囲への接近状況を監視させていた。</p> <p>船長は、平成24年12月ごろから年間50～60回砂町南運河で遊走していた。</p> <p>船長及びサーファー6人は、いずれもウェットスーツを着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、砂町南運河において、左舷船尾方に発生する航走波でサーファー1人にサーフィンを行わせながら遊走中、船長が、船尾側からの歓声を聞き、サーファーの様子に気を取られ、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、同運河北側の護岸に向かっていることに気付かず、同護岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本船は、砂町南運河において、左舷船尾方に発生する航走波でサーファー1人にサーフィンを行わせながら遊走中、船長が、船尾側から</p>

	<p>の歓声を聞き、サーファーの様子に気を取られ、前方の見張りを適切に行っていなかったため、同運河北側の護岸に向かっていていることに気付かず、同護岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレジャーボートを使用して遊走する場合は、護岸などの障害物から十分に離れた場所で安全を確認しながら行うこと。</li> <li>・ 航行中は、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



